

改正

平成23年12月28日規則第66号

平成25年3月29日規則第24号

平成25年12月27日規則第89号

平成29年11月24日規則第73号

足立区区民評価委員会条例施行規則を公布する。

足立区区民評価委員会条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、足立区区民評価委員会条例（平成18年足立区条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、足立区区民評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する委員は、次の各号に掲げる者のうちから、区長が委嘱する。

(1) 学識経験者 5人以内

(2) 18歳以上で、かつ、区内に在住、在勤又は在学する者 12人以内

(会議)

第3条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の公開)

第4条 委員会及び条例第6条第1項に規定する分科会（以下「委員会等」という。）の会議は、公開とする。ただし、会長又は分科会長が公開することが適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(会議録)

第5条 委員会等は、速やかに会議録を作成し、これを保管しなければならない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、政策経営部政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 足立区区民評価委員会条例付則第3項に規定する委員は、第2条第2号に定める委員とし、希望する者の中から選出する。当該希望する者が6人を超える場合の選出方法は、抽選とする。

付 則（平成23年12月28日規則第66号）

(施行期日)

第1条 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則の廃止)

第2条 足立区補助金等見直し評価委員会条例施行規則（平成21年足立区規則第87号）は、廃止する。

付 則（平成25年3月29日規則第24号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成25年12月27日規則第89号）

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成29年11月24日規則第73号）

この規則は、公布の日から施行する。